

協議趣旨

厚生労働省が定める地域医療対策協議会運営指針に基づき、東北大学医学部臨時定員（地域枠）について、令和8年度入学者の定員人数について協議するもの。

国の方針（文科省・厚労省通知 要点抜粋）

「令和8年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」（R6.11.20付け通知）

- 令和8年度の医学部総定員（全国合計）は、令和6年度の医学部総定員数（9,403人）を上限とする。
- 令和7年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みは、令和8年度末まで1年間延長する。
- 令和8年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっては、各都道府県は、積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について大学との調整を行った上で、臨時定員の必要性を慎重に検討すること。

県の方針（案）

- ◆ 医師偏在指標をもとに見た場合、本県は、県全体としては、全国で中程度の位置にあるが、医療圏別では、仙台医療圏以外の医療圏は、全国平均を大きく下回る「医師少数区域」であり、これらの地域の医療機関に勤務する医師を確保することは、依然として大きな課題となっている。
- ◆ その中で、将来、当該地域での勤務が期待される東北大学医学部「地域枠」を継続していくことは、本県の医師確保・地域偏在解消に係る施策として、引き続き重要であると考えられる。
- ◆ また、本件について、東北大学とも事前の調整・検討を行ったところ、同大学としても、これまでの入学実績や入学後の学生の状況、今後の必要性等を踏まえ、現状の臨時定員での募集を維持したい旨の意向が示されている。

以上より、令和8年度の臨時入学定員（地域枠）については、現状の定員数7名を維持する方針とする。

〈参考〉過去の東北大学医学部「地域枠」定員実績 ※（ ）は入学者

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
7名(7名)	7名(6名)	7名(7名)	7名(7名)	7名(7名)	7名(7名)

令和8年度から、東北大学医学部地域卒卒医師の1期生が義務履行を開始します
(卒後15年以内に9年間、知事の指定する医療機関に勤務する)

勤務パターン例：専門研修後、東北大学大学院医学系研究科に在学する場合

1期生年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17 R18	R19 R20	R21	R22
卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 11	12 13	14	15
義務年限	1	2	3	4	みなし 5	みなし 6	みなし 7	不算入				8	9
区分	臨床研修		専門研修			大学院					高度先進医療	地域医療	
勤務医療 機関	県内の 臨床研修病院		A区分病院		東北大学病院	東北大学大学院医学系研究科				東北大学病院		A区分 病院	B区分 病院

※1 臨床研修後、3年間で東北大学病院に勤務、又は、東北大学大学院医学系研究科に在学した期間を義務の履行期間に算入することができます。

※2 義務年限7年目から9年目の間に1年間以上、中小病院(B区分病院)で勤務する必要があります。

知事指定医療機関

医療圏	A区分	B区分
仙南	みやぎ県南中核病院	公立刈田総合病院、みやぎ県南中核病院附属村田診療所、蔵王町国民健康保険蔵王病院、国民健康保険川崎病院、丸森町国民健康保険丸森病院、七ヶ宿町国民健康保険診療所
仙台		塩竈市立病院、塩竈市浦戸診療所、国立病院機構宮城病院、公立黒川病院
大崎・栗原	大崎市民病院、栗原市立栗原中央病院	大崎市民病院鹿島台分院、大崎市民病院岩出山分院、大崎市民病院鳴子温泉分院、大崎市民病院田尻診療所、公立加美病院、涌谷町国民健康保険病院、美里町立南郷病院、栗原市立若柳病院、栗原市立栗駒病院、栗原市立高清水診療所、栗原市立瀬峰診療所、栗原市立鶯沢診療所、栗原市立花山診療所
登米・石巻・気仙沼	登米市立登米市民病院、石巻赤十字病院、気仙沼市立病院	登米市立米谷病院、登米市立豊里病院、登米市立上沼診療所、石巻市立病院、石巻市立牡鹿病院、石巻市雄勝診療所、石巻市田代診療所、石巻市橋浦診療所、石巻市寄磯診療所、女川町地域医療センター、気仙沼市立病院附属本吉医院、南三陸病院